

寒委第 3 9 号 寒川浄水場排水処理施設包括委託事業 参加資格確認関係以外の質問回答一覧

No.	質問項目 (タイトル)	資料名	頁	対応箇所						質問内容	回答
1	修繕費 増大リスク	入札説明書 別紙1	1	-	-	-	-	-	-	「（物価リスクを除く）」との記述は、物価変動分は項目「物価リスク」に従いリスク分担する、という理解でよろしいでしょうか。 ※「維持管理・運営コスト増大リスク」「工事費増大リスク」も同様	お考えの通りです。
2	浄水発生土の送泥量 の変動	入札説明書 別紙1	1	-	-	-	-	-	-	「業務要求水準書に規定する範囲内」とは、業務要求水準書P31表2-1のことでしょうか。 また、注 2 の「大幅に超える」の具体的な基準をご教示願います。	前段について、「業務要求水準書に規定する範囲内」とは、業務要求水準書P31表2-1を指しています。後段について、業務要求水準書では浄水発生土の全量の送泥を前提としておりますが、県企業庁としてはP31表2-1の実績値の範囲内に収まるものと想定しています。しかしながら、実績値を「大幅に超える」可能性も否定できないことから、当該記載としています。従って、基準については具体的な数値では設定しておりませんが、業務全般に著しい影響を与えるような場合を指します。業務開始後に具体的な状況が発生した際には、必要に応じて関係者間で協議しながら判断させていただきます。
3	脱水ケーキ再生利用 リスク	入札説明書 別紙1	1	-	-	-	-	-	-	リスク負担者が事業者となっておりますが、天災や法令の改正（PFASの含有含む）等により、再生利用先での引取りが困難になった場合は、事業者は当該リスクの負担を免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	脱水ケーキの再生利用に関するリスクは、原則として事業者が負うことになります。ただし、天災や法令の改正といった不可抗力による事象に該当する場合には、その限りではありません。業務開始後に具体的な状況が発生した際には、必要に応じて関係者間で協議しながら判断させていただきます。
4	物価リスク	入札説明書 別紙1	1	-	-	-	-	-	-	インフレ・デフレに事業者「△従負担」とありますが、何を想定されているかご教示願います。原則、県企業庁殿のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	インフレ・デフレに関するリスクは、原則として県企業庁側が負担します。ただし、物価改定の対象外となる費用項目については、事業者が負担することを想定しています。詳細については契約書案をご参照ください。
5	対象施設	業務要求水準書	4	1	1-1	(3)	-	-	-	「表1-1濃縮設備の機器等の構成」中に濃縮汚泥引抜ポンプ（旧脱水機用）と記載されておりますが、これら休止設備・休止機器については管理範囲の対象外との理解でよろしいでしょうか。	対象外として構いませんが、休止設備・休止機器を活用する提案を妨げるものではありません。
6	対象施設	業務要求水準書	27	1	1-1	(3)	-	-	-	「表1-11構築物及びコンクリート建造物の機器等の構成」に二次濃縮設備と中和槽、「表1-13場内設備の対象範囲の構成」に中和槽と記載されておりますが、これら休止設備・休止機器については管理範囲の対象外との理解でよろしいでしょうか。	対象外として構いませんが、休止設備・休止機器を活用する提案を妨げるものではありません。
7	関連工事の調整	業務要求水準書	28	1	1-2	(2)	-	-	-	「・・・事業者は、県企業庁の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力すること。」とありますが、貴県が工事の施工を調整される際は、事業者の意見等も踏まえたいうで調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。調整の際には事業者の意見を踏まえ、適切に対応いたします。
8	上澄水の返送	業務要求水準書	31	2	2-1	(2)	(ウ)	-	-	「懸濁物質、塩素消費物質（有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素）、浄水発生土の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると、浄水場において薬品注入が追従できず処理に重大な支障を与えるため、適切な施設の運転により上澄水質を管理すること。」とありますが、流入由来（浄水場への原水や浄水発生土）によるもので、事業者がコントロールできないものについては、協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。県企業庁の帰責事由、あるいは県企業庁及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により当該状況が発生した場合には、関係者間で適切に協議します。
9	上澄水の返送	業務要求水準書	31	2	2-1	(2)	(ウ)	-	-	「返送する上澄水の濁度は10度以下」とありますが、季節や天候等の影響により浄水発生土の性状・量変動するなど、管理上で防ぎようのない理由で上澄水質が悪化した場合は、協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。季節や天候等の影響で管理上避けられない理由により上澄水質が悪化した場合は、関係者間で適切に協議します。
10	上澄水の返送	業務要求水準書	31	2	2-1	(2)	(ウ)	-	-	「返送する上澄水の濁度は10度以下」とありますが、返送水の白濁や不純物等による一時的な濁度上昇は要求水準の対象外との理解でよろしいでしょうか。	一時的な濁度上昇については、具体的な状況に応じて関係者間で協議します。
11	脱水ケーキの再生利用	業務要求水準書	31	2	2-1	(2)	(エ)	②	-	「排水処理施設内において行える作業は乾燥、破碎、造粒等の工程までとし」とありますが、乾燥設備の使用については事業者の任意でよいとの認識でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
12	業務全体計画書（全体）の提出期限について	業務要求水準書	34	2	2-3	(1)	-	-	-	業務全体計画（全体）の提出期限は令和8年4月1日の30日前という理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。

寒委第 3 9 号 寒川浄水場排水処理施設包括委託事業 参加資格確認関係以外の質問回答一覧

No.	質問項目 (タイトル)	資料名	頁	対応箇所						質問内容	回答
13	業務全体計画書（年度）の提出期限について	業務要求水準書	35	2	2-3	(2)	-	-	-	初年度の業務全体計画（年度）の提出期限は令和8年4月1日の30日前という理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
14	業務全体計画書（年度）の策定	業務要求水準書	35	2	2-3	(2)	-	-	-	「・・・事業者は、各事業年度の業務全体計画書の案を、当該事業年度の前年7月末までに県企業庁に提出するものとする。」とありますが、7月末までに提出する業務全体計画書の案は精度が低く確定版を提出する間に大幅な改定が行われると想定されるため、事業者の業務負荷増加につながります。よって、提出時期の見直しや提出する書類の精査（必要な部分のみ提出）など、受注後に協議していただくことは可能でしょうか。	業務全体計画書案の提出時期については、次年度の予算要求の関係上、7月末までの提出をお願いしております。ただし、記載粒度や書類の精査等については、受注後に必要に応じて協議可能です。
15	業務報告書等の提出	業務要求水準書	35	2	2-3	(3)	-	-	-	「月次業務報告書を作成し、翌月の5日までに県企業庁に提出する」とありますが、翌月5営業日までに変更していただくことは可能でしょうか。	ご要望を踏まえ、翌月5営業日までに変更させていただきます。なお、本変更に伴い、発注者の実施状況の確認に関する通知についても翌月10日を翌月10営業日までに変更させていただきます。
16	業務報告書等の提出	業務要求水準書	35	2	2-3	(3)	-	-	-	「設備の維持管理に係る点検、修繕、整備の結果について、県企業庁の水道施設台帳システムへデータ登録を行うため、各記録のほか登録用データの作成を行うこととする。」とありますが、各記録を電子データで提出すればよろしいでしょうか。または、別途登録用のデータを作成する必要があるのでしょうか。	月次の各記録の他に、計画修繕を行った際の竣工図、写真、検査成績書、校正証明書、取扱説明書など、修繕した内容が確認できる記録についても電子データ（Word、Excel、PDF）で提出してください。
17	設備台帳の登録について	業務要求水準書	35	2	2-3	(3)	-	-	-	「県企業庁の水道施設台帳システムへデータ登録を行うため、各記録のほか登録用データの作成を行こと」とありますが、登録用データの作成とは、どのような内容を想定しているかご提示願います。	計画修繕を行った際の竣工図、写真、検査成績書、校正証明書、取扱説明書など、修繕した内容が確認できる記録について電子データ（Word、Excel、PDF）での提出を想定しています。
18	保安規定について	業務要求水準書	36, 37	2	2-4	(2)	(エ)	①	-	「事業者は、運転状態の設備について、別に策定する保安規定に基づき、以下の作業を実施すること」と記載されており、同(3) 自家用電気工作物保守業務において保安規定の策定・届出が事業者の業務範囲となります。保安規定の策定内容が、別紙2「保全管理業務における点検項目」の内容や回数に齟齬が生じることも考えられます。このような場合、別紙2の内容変更を認めていただくことは可能でしょうか。	保安規程と別紙2の内容に齟齬が生じる場合には、協議の上で必要に応じて内容を変更します。
19	計測業務	業務要求水準書	37	2	2-5	-	-	-	-	「表2-2計測項目別の計測方法及び頻度」に二次濃縮打込量等とありますが、休止施設等においては計測業務の対象外という認識でよろしいでしょうか。	対象外とします。
20	計測業務	業務要求水準書	37	2	2-5	-	-	-	-	「表2-2計測項目別の計測方法及び頻度」に二次濃縮打込量、二次濃縮汚泥濃度、二次濃縮後汚泥量とありますが、二次濃縮設備は休止中と思われるため、これら測定項目は計測の対象外との理解でよろしいでしょうか。	対象外とします。
21	計画修繕	業務要求水準書	38	2	2-6	(1)	-	-	-	計画修繕の実施にあたり、石綿の事前調査に係る届出は必要でしょうか。また、必要な場合、下記2点についてご教示願います。 1) 事業初年度に一括して届出るとの認識でよろしいでしょうか。 2) 調査費用、処理費用は別途精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	石綿含有の有無については、未調査であり、把握しておりません。よって、届出の要否については不明です。なお、届出が必要な場合は大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく手続きとなりますので、事業者にて届出書類を作成し、発注者に提出してください。一括して届け出るかは監督官庁との協議によります。必要な調査費用、処理費用については、発注者で負担します。
22	計画修繕の機器の納期について	業務要求水準書	38	2	2-6	(1)	-	-	-	計画修繕において、遅延なく作業要領書を作成し、企業局殿の承諾を得てから部品等を手配したとしても、定常化している修繕部品の長納期化により当該年度に計画修繕を実施できない場合も考えられます。このような場合は修繕の実施年度を変更することは認めていただけるでしょうか。	やむを得ない事情で計画修繕が当該年度に実施できない場合には、協議に応じます。
23	計画修繕の詳細について	業務要求水準書	38	2	2-6	(1)	-	-	-	計画修繕の内容は現地確認を行い、6号様式の算定根拠に記載した内容を基に県企業庁殿の承諾を得て、修繕を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
24	清掃業務	業務要求水準書	38	2	2-9	-	-	-	-	「各施設の本来の機能を維持するため必要に応じて補修すること」とありますが、補修にあたっては経常修繕にて対応するとの認識でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。本事業では「設備更新業務」を除き更新工事の実施を求めていることから、経常修繕の範囲内で実施してください。

寒委第 3 9 号 寒川浄水場排水処理施設包括委託事業 参加資格確認関係以外の質問回答一覧

No.	質問項目 (タイトル)	資料名	頁	対応箇所						質問内容	回答
25	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	「・・・寒川第3浄水場廃止までの全体計画は県企業庁が前提条件として提示することとし・・・」とありますが、ご提示いただける時期をご教示願います。	それぞれの施設更新計画策定の着手時に最新の計画を提示します。
26	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	提案書作成に必要と考える寒川第3浄水場廃止までの前提項目をご提示いただくことは可能でしょうか。	提案書作成にあたっては、令和12年度に寒川第2浄水場を廃止すること、その際に寒川第3浄水場は現行の処理能力を維持することを前提としてください。その他の事項については、神奈川県企業庁のホームページに公表されている「神奈川県営水道事業長期構想」、「神奈川県営水道事業経営計画」、「5事業者の「施設整備計画」」及び「寒川浄水場排水処理施設（P F I 事業）に係る事後評価等報告」等に現時点の計画が記載されていますので、ご参照ください。
27	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	提案書作成に必要と考える寒川第3浄水場廃止までの前提項目のご提示が難しい場合、いつまでに前提条件をご提示していただけるでしょうか。	No. 25及びNo. 26の回答を参照してください。
28	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	施設更新計画等に関する提案業務とは、基本設計程度の（更新範囲及び概算金額）業務という認識でよろしいでしょうか。 「施設更新計画案に係る事業費も提案すること。」とあるため、事業費算出に必要なことからご質問いたします。	お考えの通りです。
29	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	「施設更新計画案に係る事業費も提案すること。」とありますが、概算費用がわかる基本設計レベルとの理解でよろしいでしょうか。	No. 28の回答を参照してください。
30	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	施設更新計画等に関する提案業務に携わった企業についても、設備更新案件の入札に参加できるものという認識でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
31	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	施設更新計画等に関する提案業務に携わった場合でも、令和13年度～令和32年度の事業に参画できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 30の回答を参照してください。
32	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	「事業費の積算にあたっては、県企業庁の積算基準及び単価表に従うこと」とありますが、これらの資料につきましては受注後に公表していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	県政情報センター等で公表していますので、そちらで閲覧願います。
33	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	令和8年度と令和10年度に施設更新計画を提案することになっていますが、提出時期は各年度末までとの認識でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
34	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	令和8年に…3年間（令和13年度から15年度）の計画を、令和10年度中に残りの期間…とありますが、令和8年度と令和10年度中の提案はそれぞれどのようなものを想定されているかご教示ください。	令和8年度に提出いただく提案については、令和13年度から15年度（次期経営計画期間の令和11年度から15年度のうち本事業の範囲外の期間）にわたる期間で、設備等の機能を維持するために必要最低限の更新のみを想定しています。一方、令和10年度に提出いただく提案は、前提条件とその時点で得られる情報を考慮した上で、20年間のうち上記の期間を除く包括的な計画を想定しています。
35	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	「適宜、県企業庁（県企業庁が委託する専門的な知見を持つ第三者を含む）と方針摺り合わせを行うものとする。」とありますが、年間何回くらいを想定しておりますでしょうか。	年間の具体的な回数については未定です。必要に応じて方針の擦り合わせを行う予定です。
36	施設更新計画等に関する提案業務	業務要求水準書	40	2	2-13	-	-	-	-	「適宜、県企業庁（県企業庁が委託する専門的な知見を持つ第三者を含む）と方針摺り合わせを行うものとする。」とありますが、第三者とはコンサルタント会社を想定されてますでしょうか。	第三者はコンサルタント会社を含む、専門的な知見を提供できる外部の専門家を想定しています。
37	設備更新業務	業務要求水準書	40	2	2-14	-	-	-	-	設備更新工事について、「地元調整」とありますが、実施にあたっては貴県にもご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
38	設備更新業務	業務要求水準書	40	2	2-14	-	-	-	-	設備更新工事について、神奈川県の基準に基づき現場管理等を行います。委託内工事であるため主任技術者等のコリンズ登録・配置はできかねますので、不要との認識でよろしいでしょうか。	コリンズ登録については不要ですが、主任技術者等の配置については建設業法や神奈川県の基準に基づき適切に行ってください。
39	設備更新業務の現場代理人及び配置技術者について	業務要求水準書	40	2	2-14	-	-	-	-	設備更新業務は委託内業務のため、現場代理人や主任技術者の配置及びコリンズ登録は、不要との認識でよろしいでしょうか。	No. 38の回答を参照してください。

寒委第 3 9 号 寒川浄水場排水処理施設包括委託事業 参加資格確認関係以外の質問回答一覧

No.	質問項目 (タイトル)	資料名	頁	対応箇所						質問内容	回答
40	設備更新業務	業務要求水準書	40	2	2-14	-	-	-	-	設備更新業務の実施にあたり、石綿の事前調査に係る届出は必要でしょうか。また、必要な場合、調査費用、処理費用は別途精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。
41	保安全管理業務における点検項目	業務要求水準書別紙2	-	-	-	-	-	-	-	濃縮設備、脱水設備、乾燥設備、熱源設備、上澄水返送及び返送水再利用設備、場内ケーキ貯留設備、電気計装設備、建築物及びコンクリート構造物、場内整備、造粒設備について点検方法や頻度が記載されていますが、本事業は包括委託事業であることから、これらはあくまで参考とし、事業者が任意で設定する内容で実施すればよいとの認識でよろしいでしょうか。	原則は、記載されている点検方法や頻度に従って実施していただくことになります。ただし、要求水準で求める性能規定を担保することを前提に、点検方法や頻度についてご提案いただくことを妨げるものではありません。
42	計画修繕一覧（監視制御設備を除く）	業務要求水準書別紙3-1	-	-	-	-	-	-	-	別紙3-1計画修繕一覧表の補修項目について、状態保全上で整備する必要がないと判断された場合は、貴県との協議のうえ、他の整備項目に変更できるという解釈でよろしいでしょうか。	原則として、補修項目は整備が必要なものであり、実施していただくことになります。ただし、補修項目について整備が不要と判断される場合には、関係者間で協議し、必要な対応を検討することとします。
43	計画修繕一覧（監視制御設備を除く）	業務要求水準書別紙3-1	-	-	-	-	-	-	-	「点検・清掃」や「消耗品交換」などの記載がありますが、詳細な実施内容・頻度は事業者の提案でよいとの理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
44	修繕対象について	業務要求水準書別紙3-2	-	2	-	-	-	①	-	監視制御用操作卓①エンジニアリングワークステーションは修繕対象外との理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
45	修繕対象について	業務要求水準書別紙3-2	-	6	-	-	-	-	-	テレメータ制御装置（子局）[TM-2]は、修繕対象になっておりませんが、NTT専用回線が令和11年3月で終了となるため、テレメータ装置の更新が必要になります。テレメータ制御装置（子局）[TM-2]は、本包括委託以外で更新などを行うのでしょうか。	テレメータ制御装置（子局）[TM-2]の更新又は改修は、発注者側で行います（包括委託以外で実施します）。
46	修繕対象について	業務要求水準書別紙3-2	-	7	-	-	-	-	-	テレメータ制御装置（親局）[TM-1]は、修繕対象になっておりませんが、NTT専用回線が令和11年3月で終了となるため、テレメータ装置の更新が必要になります。テレメータ制御装置（親局）[TM-1]は、本包括委託以外で更新などを行うのでしょうか。	テレメータ制御装置（親局）[TM-1]の更新又は改修は、発注者側で行います（包括委託以外で実施します）。
47	修繕対象について	業務要求水準書別紙3-2	-	9	-	-	-	-	-	受変電棟ミニUPSとありますが、受変電棟の記載間違いではありませんでしょうか。	受電棟ミニUPSと表記している箇所については、正しくは受変電棟です。この他にも別紙3-2及び業務要求水準書に記載している設備名称に一部誤りがありましたので、併せて当該記載を修正します。
48	濃縮設備汚泥掻寄機駆動部更新工事 工事仕様書	業務要求水準書別紙5-1	-	2	-	(2)	-	-	-	「総合排泥池4池の汚泥掻寄機を令和8年度より毎年1池ずつ更新を行う」とありますが、工期短縮等が可能であれば年1池以上のペースで更新してもよろしいでしょうか。	工期短縮等が可能であり、排水処理工程に支障をきたさなければ、年1池以上の更新も可能です。更新計画の変更は、双方協議とします。
49	アスベスト含有の有無について	業務要求水準書別紙5-2	-	2	-	(2)	エ	-	-	必要に応じて天井の加工及び補修を行うことになっておりますが、天井部等にアスベスト含有の有無をご教示願います。	アスベスト含有の有無については、未調査であり、把握しておりません。
50	アスベスト含有の有無について	業務要求水準書別紙5-2	-	2	-	(2)	エ	-	-	必要に応じて天井の加工及び補修を行うことになっておりますが、アスベストが含まれている場合は、それらに係る調査及び処分費に関して設計変更していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	必要な調査費用、処理費用については、発注者で負担します。
51	電気計装設備(計装設備)更新工事 工事仕様書	業務要求水準書別紙5-3	-	-	-	-	-	-	-	電気計装設備更新工事の実施年度の記載がありませんが、貴県にて予定している時期についてご教示願います。	特に実施時期の指定はありませんので、委託期間内で排水処理工程に支障をきたさないように計画的に実施してください。
52	電気計装設備(計装設備)更新工事 工事仕様書	業務要求水準書別紙5-3	-	3	-	(2)	-	-	-	施工時の注意事項にて「各計測機器は、機能を満足するものとし、排水処理工程に支障をきたさないように綿密に計画して施工すること」とありますが、機能を満足すれば機器構成や仕様などを変更してもよろしいでしょうか。	仕様書記載の機器仕様等を変更する場合は、双方協議とします。
53	保安規定の策定について	事業契約書	9	第2章	第10条	6	(2)	イ	-	「保安規定の策定業務は発注者の権限、義務及び責任範囲」とありますが、一方要求水準書p32 2-4(3)において事業者の作業として保安規定の策定・届出と記載があります。保安規定の策定を発注者又は事業者のいずれが行うかご教示ください。	保安規程の策定は受注者が行います。
54	業務全体計画書	事業契約書	11	第3章	第17条	-	-	-	-	「・・・受注者は、各事業年度の基本計画書の案を当該事業年度の前年7月末までに発注者に提出し、各事業年度の基本計画書の確定版を当該事業年度が開始する30日前までに発注者に提出・・・」とありますが、7月末までに提出する基本計画書の案は精度が低く確定版を提出する間に大幅な改定が行われると想定されるため、事業者の業務負荷増加につながります。よって、提出時期の見直しや提出する書類の精査（必要な部分のみ提出）など、受注後に協議していただくことは可能でしょうか。	No. 14の回答を参照してください。

寒委第 3 9 号 寒川浄水場排水処理施設包括委託事業 参加資格確認関係以外の質問回答一覧

No.	質問項目 (タイトル)	資料名	頁	対応箇所						質問内容	回答
55	対象業務の実施に伴う近隣対策	事業契約書	12	第3章	第19条	-	-	-	-	「合理的に要求される範囲の近隣対策」とありますが、想定されている近隣対策の具体的な内容をご教示願います。	工事や施設運営に伴う影響について事前の情報共有、質問への対応、ならびに苦情が発生した場合の速やかな対応等を想定しています。
56	再委託	事業契約書	12	第3章	第20条	2	-	-	-	発注者による承認を要しない「軽微な業務」の基準をご教示ください。	一般に庁舎の維持管理において委託される業務を想定しております。具体例は次のとおりです。 空調設備保守点検業務、消防・防災設備保守点検業務、自動開閉扉装置保守点検業務、建物清掃等業務、一般廃棄物処理業務、産業廃棄物処理業務（浄水発生土に係るものを除く）
57	業務報告書等の提出	事業契約書	17	第3章	第34条	2	-	-	-	「月次業務報告書を作成し、翌月の5日までに県企業庁に提出する」とありますが、翌月5営業日までに変更していただくことは可能でしょうか。	No. 15の回答を参照してください。
58	保険	事業契約書	25	第7章	第66条	-	-	-	-	貴庁が加入済みで、本業務においても適用可能な保険があれば、ご教示ください。（建物災害共済など）	該当する保険はありません。
59	報告事項	事業契約書	27	第8章	第74条	2	-	-	-	本業務ではSPC設立を要さないことから、当該事業年度の計算書類及び監査報告書等の提出は不要ではないでしょうか。また、会計監査人の設置義務は、会社法に基づき、大会社、監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社等に課せられるもので、それらに該当しない会社は会計監査人を設置していない場合がほとんどであり、会計監査人による監査済みの計算書類及び監査報告書等を提出することは困難です。	代表事業者及び構成事業者の財務状況を継続的に確認するため、計算書類及び監査報告書等の提出を求めるものです。なお、会計監査人による監査済みの計算書類及び監査報告書等の提出が困難な場合は、それらに代わり財務状況がわかる書類の提出を求めます。
60	業者調査への協力	事業契約書	28	第8章	第79条	2	-	-	-	「・・・本契約の終了後も、終了日の属する発注者の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。」とありますが、本契約終了後6箇年の間、特別な理由がない限り要請に応じることは受注者にとって過度な要請になるため、期間を本契約終了までとしていただけないでしょうか。	原案の通りとします。予算執行の適正を確保するため、本契約終了後も一定期間協力を求めています。本条は県職員による不適正経理対策として神奈川県庁の方針で設けている条文であり、修正はできません。
61	維持管理・運営仕様書	事業契約書別紙1	29	4	-	-	-	-	-	「維持管理・運営仕様書」の貸与を早急をお願いいたします。	閲覧可能な資料に追加いたします。資料の閲覧方法や詳細につきましては、入札説明書をご確認ください。
62	設備更新費の物価変動	事業契約書別紙2	32	1	-	-	-	-	-	設備更新費の物価変動が「なし」とありますが、市場価格の変動等が危惧されるため、対価変動の対象として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、設備更新費を物価改定の対象とします。
63	委託費支払い	事業契約書別紙2	32, 33	2	-	-	-	-	-	委託費の支払いが提案書類の時期に応じて四半期毎とありますが、納期の関係で年度内の実施時期が変更、年度を跨いで実施時期の変更などが生じた場合、委託費の支払い時期についてご教示願います。	実施時期に変更があった場合にも、基本的に四半期毎に当該四半期に発注者の検査が完了している工事等について支払います。ただし、出来高の検査については発注者、受注者で都度協議することとします。
64	委託費の改定	事業契約書別紙2	34	3	-	(2)	-	①	-	「設備更新費については、急激な物価変動等が生じ、当該施設設備更新費が著しく不当となったときは、発注者及び受注者は、金額変更について協議できるものとする。」とありますが、著しく不当と判断する基準をご教示願います。	質問No. 62の回答を参照してください。設備更新費を物価改定の対象としたため、当該記載は削除します。
65	改定方法	事業契約書別紙2	34	3	-	-	-	②	-	「改定に当たって起点となる物価指標は、令和7年5月13日時点のものとする。」とありますが、35頁の表に示される「使用する指標」（実質賃金指数、国内企業物価指数、企業向けサービス価格指数、消費者物価指数）それぞれにおける令和7年5月確定値を起点とするとの理解でよろしいでしょうか。	各年度（4月～3月）の確定値の平均を使用することに変更します。具体的には、初年度（令和8年度）の改定では、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）と令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）の各月の確定値を平均し、その比較を基に改定率を算出します。 また、31ページ表中「脱水ケーキ再生利用業務」の「② その他業務費」及び「④ 脱水ケーキ再生利用業務費」について、物価変動の反映の記載に誤りがありましたので、併せて修正しております。
66	改定方法	事業契約書別紙2	34	3	-	-	-	②	-	「改定に当たって起点となる物価指標は、令和7年5月13日時点のものとする。」とありますが、35頁の「⑤改定率及び計算方法」では、計算式に起点となる物価指標が用いられていないように見受けられますので、起点となる物価指標がどのように改定率及び計算方法に考慮されるのかご教示願います。	No. 65の回答を参照してください。
67	物価改定指標	事業契約書別紙2	35	3	-	(2)	-	④	-	「「毎月勤労統計調査」実質賃金指数／産業計 現金給与総額（厚生労働省）」は、価格感応度が低く不適當であることが内閣府から指摘されている※ことから、「名目賃金指数」への変更をお願いいたします。 ※「P F I 事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」（R6. 7. 3） https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/tsuutatsu/pdf/pfi_jimure_n_r060703.pdf	ご意見を踏まえ、「「毎月勤労統計調査」賃金指数／産業計 現金給与総額（厚生労働省）」に変更いたします。

寒委第 3 9 号 寒川浄水場排水処理施設包括委託事業 参加資格確認関係以外の質問回答一覧

No.	質問項目 (タイトル)	資料名	頁	対応箇所						質問内容	回答
68	改定率及び計算方法	事業契約書別紙2	35	3	-	-	-	⑤	-	ここで示される実質賃金指数、国内企業物価指数、企業向けサービス価格指数、消費者物価指数とは、各年度（4月～3月）の確定値の平均値との理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。なお、実質賃金指数については、No. 67の回答を参照してください。
69	改定率及び計算方法	事業契約書別紙2	35	3	-	-	-	⑤	-	業務開始年度である令和8年4月1日からの委託費を改定する場合も同様の計算式に基づき算出するのでしょうか。また、改定に当たって起点となる物価指標（令和7年5月13日）がどのように改定率及び計算方法に考慮されるのかご教示願います。	お考えの通り、業務開始年度についても同様の計算式に基づいて算出いたします。改定率及び計算方法については、No. 65の回答を参照してください。
70	返送水の条件	事業契約書別紙3	35	-	-	-	-	-	-	「返送する上澄水の濁度は10度以下」とありますが、季節や天候等の影響により浄水発生土の性状・量が変動し、受注者が適切な管理を行ったにも関わらず、上澄水質が悪化した場合は、受注者はその責を問われないと理解でよろしいでしょうか。	No. 8～10の回答を参照してください。
71	事業遂行能力の確認	落札者決定基準	7	5	5-2	(3)	-	③	-	表5-2に事業遂行能力の確認項目及び内容が示されており、「事業キャッシュフロー」「総キャッシュフロー」「経常収支」「自己資本金」については、直近3箇年の財務諸表にて評価するとの認識でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
72	提出を要する書類	様式集及び記載要領	3	1	-	-	-	-	-	提案提出書の備考欄に※印がありますが、第4号様式の部数は1部のため、※印は誤記と認識してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、※印は誤記でございます。第4号様式の部数は1部で差し支えございません。
73	提出を要する書類	様式集及び記載要領	3	1	-	-	-	-	-	有価証券報告書または税務申告書の写しについて、会社名が特定できる個所の黒塗り等は必要でしょうか。	会社名が特定できる箇所の黒塗り等は行わないでください。
74	書式等	様式集及び記載要領	4	2	-	(3)	(オ)	-	-	図表等に用いる文字ポイント数について、判読しやすい配慮・工夫を前提に、10.5ポイント以下としてもよろしいでしょうか。	可読性を確保していただければ、図表等に用いる文字ポイント数を10.5ポイント以下としていただいても問題ございません。
75	編集方法	様式集及び記載要領	4	2	-	(4)	-	-	-	事業提案審査では、「提案提出書：1部」、「入札書：12部」、「提案書：12部」、「有価証券報告書：2部」の書類提出が求められていますが、各々ファイル綴じにて提出すればよいとの認識でよろしいでしょうか。また、ファイルの表紙・背表紙等にも企業名は記載してはならないとの認識でよろしいでしょうか。	それぞれの書類は別々のファイルに綴じてご提出ください。例えば、「提案書」は12冊のファイルとして準備してください。また、各ファイルの表紙には企業名を記載しないようお願いいたします。ただし、すべてのファイルをまとめる封筒等には企業名を記載していただいても問題ございません。
76	編集方法	様式集及び記載要領	4	2	-	(4)	(イ)	-	-	「様式ごとに、各ページの下中央に通し番号を付すとともに、右下の欄に提案受付番号を記入すること」とありますが、通し番号は全様式に跨る通し番号との認識でよろしいでしょうか。また、第7号～9様式の上に提案受付番号の記入欄がありますが、第7号～3、4、5、6、7、8様式にも提案受付番号を追記すればよいとの認識でよろしいでしょうか。	通し番号は、様式ごとに付けてください。例えば、7号-1から7号-9までの様式群はその中で連続した番号を付け、それ以外の様式、例えば8号様式は、独立して新たに番号を振ってください。また、提案受付番号はすべてのページに記載ください。
77	プレゼンテーションの概要	様式集及び記載要領	6	4	-	(1)	(イ)	-	-	プレゼンテーションは理解度向上を目的とありますが、事業者側のプレゼンテーションのみを行い、ヒアリングは行われないのでしょうか。	プレゼンテーション後に質疑応答の時間を設けることは予定しておりますが、別途ヒアリングを行う予定はありません。
78	提案の業務要求水準確認書	第4号～2様式	11	-	-	(4)	-	-	-	「事業者は、毎年度各四半期終了後14日以内に、当該四半期にかかる業務に関する四半期業務報告書を県企業庁に対して提出する。」とありますが、業務要求水準書35頁2. 2-3（3）には該当する記載が見当たりませんので、誤記と認識してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、誤記でございます。当該記載を修正いたします。
79	落札者決定基準算出方法の確認	第6号様式	-	-	-	-	-	-	-	算定根拠に記載が必須な項目はありますでしょうか。	県企業庁として、算定根拠の提示の方法を指定することはありませんが、応募者として適切と考える方法で提示してください。
80	受入表明書	第7号～6様式	-	-	-	-	-	-	-	第7号～6様式（受入表明書）の代表企業名についても、第7号～2様式の構成事業者番号（例：代表事業者）を用いればよいとの認識でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
81	受入表明書	第7号～6様式	-	-	-	-	-	-	-	第7号～6様式の受入表明書に受入会社の押印が必要ですが、1部を原本、11部を副本（原本の白黒コピー）で提出してもよろしいでしょうか。また、CD-R又はDVDに格納するデータは、本様式に限りPDF形式でよろしいでしょうか。	第7号～6様式については、原本1部と副本11部（原本の白黒コピー）での提出で問題ございません。また、データをPDF形式でご提出いただいて問題ありません。